

## お知らせ 愛南町総合計画策定推進委員会から答申を受けました

愛南町総合計画策定推進委員会では、令和3年7月13日(火)に清水町長より「第3次愛南町総合計画の策定について」諮問をいただいて以降、会議を4回開催し、審議を重ねてきました。

この度、審議結果が取りまとめられ、3月1日(火)に役場本庁で愛南町総合計画策定推進委員会から清水雅文町長に対して、第3次総合計画案の答申書が提出されました。

令和4年度からは、この答申内容に十分配慮した上で本計画の各種施策等の取り組みを推進していきます。

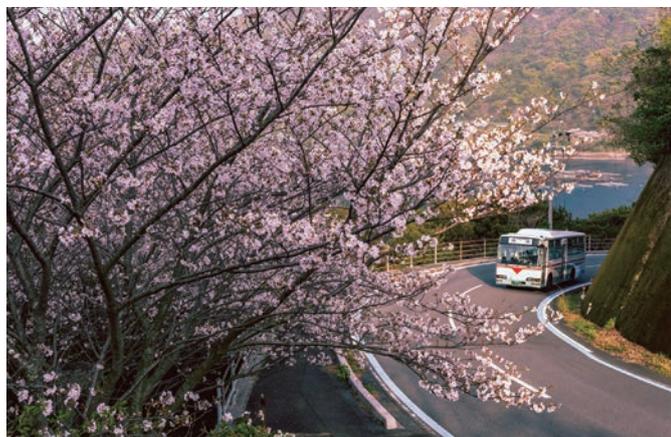


▲左から 清水雅文町長と高木茂会長

問：企画財政課 電話：72-7317

## お知らせ 「愛南町公共交通フォトコンテスト2021」入賞作品

町内を運行する路線バス、タクシーなどの公共交通機関を身近に感じてもらうことを目的として、「愛南町公共交通フォトコンテスト2021」を開催しました。応募19作品のうち、審査(愛南町地域公共交通会議)にて11点の入賞作品を選定しました。特に評価が高かったのが以下の4作品です。なお、全ての入賞作品を町ホームページに掲載しています。



「次は西浦中学校前」 幸田 健一さん(御荘平城)



「愛南に春が来た」 棚田 美恵子さん(城辺甲)

問：総務課 電話：72-1211



愛南町  
ホーム  
ページ



「交通安全教室の日」 濱本 秀雄さん(船越)



「お庄屋前に行く」 上田 隆光さん(城辺甲)

愛南町  
ホーム  
ページ



あいなんバスの路線図・時刻表等はこちらから確認できます。

## おしらせ 健康アプリ「kencom」の登録利用について

愛媛県では、県内にお住いの国民健康保険加入者を対象にスマートフォンアプリで健康づくりを行うスマートヘルスケア推進事業を実施しています。簡単に健康管理がしたい方、運動不足が気になる方などスマートフォンで健康づくりを始めてみませんか。

健康アプリkencomは、歩数の記録や特定健診結果の確認などができる健康づくりのためのアプリです。皆さんも楽しみながら、健康づくりを行いましょ。



アプリの登録方法は  
こちら



問い合わせについては  
こちら

問：町民課 電話：72-7300

## おしらせ 軽自動車税（種別割）の減免申請手続きについて

○減免申請は、5月24日(火)まで

身体障がい者・戦傷病者本人の所有で、通院・通学や生業等のために本人や家族・常時介護者が運転する軽自動車は減免になる場合があります（障がいの区分、等級によって対象者は異なります）。18歳未満の身体障がい者または精神障がい者・知的障がい者で、国民年金法施行令別表に規定する1級の障がいと同程度の状態にある方の家族が所有する軽自動車も該当となる場合があります。

減免申請を希望される方は、役場本庁税務課もしくは各支所へお越しください。

※毎年手続きが必要です。なお、対象となるのは普通自動車を含めて1人につき1台に限られます。

### 【申請に必要なもの】

- ・身体障害者手帳（戦傷病者手帳）または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ・運転者の免許証・印鑑・車検証
- ・軽自動車税（種別割）納付書または口座振替通知書（※発送5月中旬）
- ・マイナンバー（個人番号）が分かるもの（個人番号カード・通知カード）

問：税務課 電話：72-7301

## おしらせ 税金は納期内納付を！令和4年度町税等の納期月（納期限）

令和4年度町税および介護・後期高齢者医療保険料の納期月（納期限）をお知らせします。

町税等の納付は、ぜひ口座振替をご利用ください。なお、口座振替日は、各納期限の日です。振替不能にならないように通帳の残高をよく確認しておいてください。

問：税務課 電話：72-7301

納期月	令和4年									令和5年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
納期限	5/2 (月)	5/31 (火)	6/30 (木)	8/1 (月)	8/31 (水)	9/30 (金)	10/31 (月)	11/30 (水)	12/26 (月)	1/31 (火)	2/28 (火)	3/31 (金)	
税目	町県民税		1期 全期		2期		3期			4期			
	固定資産税	1期 全期			2期				3期		4期		
	軽自動車税		全期										
	国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
	介護保険料 (1号被保険者 普通徴収分)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
後期高齢者医療 保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	

**募集** 愛南町人材育成事業審査会  
委員募集

愛南町人材育成事業審査会の委員を募集します。申し込み方法等についてはお問い合わせください。

- ▶職務の内容 審査会に出席し、申請のあった事業について審査する。
- ▶報酬等の条件 日額7,000円(交通費別途支給)
- ▶公募人数 2人
- ▶任期 委嘱の日から2年間
- ▶応募資格 町内在住の20歳以上の方で、識見を有する者
- ▶募集期間 4月4日(月)~25日(月)
- ▶注意事項 委員会等の委員を3つ以上兼務している方は応募できません。

**問**：企画財政課  
電話：72-7317



**お知らせ** 「愛結びコーナー」の開設について

「愛結び」は、独身男女が自身のプロフィールを登録(会員登録)し、相手情報を閲覧して会ってみたい方を探します。そして、えひめ結婚支援センターが個別に引き合わせを行います。

なお、「愛結びコーナー」を利用する場合は予約が必要です。また、一部オンラインでも閲覧可能です。

詳しくは、お問い合わせください。

▶開設場所 御荘文化センター3階(研修室)

▶開設日 毎月第3日曜日

※第3日曜日に開設できない場合は、他の日に開設をします。

▶開設時間 11:00~14:00(最終受け付け)

**問**：えひめ結婚支援センター南予大洲事務所  
電話：0893-57-6705  
企画財政課 電話：72-7317

**お知らせ** 病児保育事業を実施しています

町では、病気などで保育所や幼稚園、小学校等に行くことができない状態の子どもを、日中のみ預かって、保育士・看護師が協力して保育看護する病児保育事業を実施しています。登録は年度ごとに必要です。希望する方は役場本庁保健福祉課までお越しください。

▶対象者 生後3カ月から小学6年生までの児童

▶利用時間 8:30~17:30(月~土)

※第1、3土・日曜日、祝日、お盆、年末年始は除く

▶場所 岡沢クリニック テレサルーム

▶利用料

住民税非課税世帯 1,000円(1日) 500円(半日)

住民税課税世帯 2,000円(1日) 1,000円(半日)

**問**：保健福祉課 電話：72-1212

**お知らせ** 虫歯0本のお子さんを表彰

町では、5歳児健康診査で、虫歯が0本だったお子さんを表彰しています。

3月に実施した5歳児健診で次の方が表彰されました。

これからもしっかりと歯磨きをして、きれいな歯を守りましょう。

【3月の表彰者】

- ・中尾 太軌くん(平瀨)
- ・松原 蒼士くん(魚神山)
- ・中川 美織ちゃん(御荘平城)
- ・吉田 羽衣音ちゃん(御荘平城)
- ・西平 結衣子ちゃん(御荘平城)
- ・吉田 燈くん(城辺甲)
- ・山口 葵ちゃん(城辺甲)
- ・澤近 来明くん(広見)



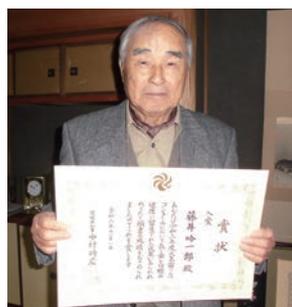
**問**：保健福祉課 電話：72-1212

**お知らせ** 「元気歯つらつコンクール」入賞

80歳以上で自分の歯が20本以上ある方を対象に、愛媛県と愛媛県歯科医師会が実施する「元気歯つらつコンクール」で、町から藤井吟一郎さんと坂本牧子さんが入賞されました。

入賞された方は、毎日しっかり歯をみがき、月に1回かかりつけ歯科医による歯のメンテナンスを受けています。また子どもの頃に、いりこをよく食べられたそうです。自分の歯が20本以上あるとほとんどのものを食べることができ、元気に過ごすことができると言われています。

これからもお元気で、ご自分の歯で食べる楽しみを持ち続けてください。



▲藤井吟一郎さん  
(須ノ川)



▲坂本牧子さん  
(城辺乙)

**問**：保健福祉課 電話：72-1212

**お知らせ** 愛南町防災フォーラムを  
オンラインで開催

「地域で助け合える体制づくり」をテーマに、令和3年度愛南町防災フォーラムがオンラインで開催されました。

フォーラムでは、福浦地区における個別避難計画作成の取り組み報告、南宇和高校の生徒による「地震・津波から命を守るためのまちづくり」をテーマに活動してきた成果報告、そして、愛媛大学防災情報研究センターの二神透副センター長から、個別避難計画についての情報提供が行われました。

防災フォーラムの動画は、町ホームページからご覧ください。



愛南町  
ホームページ

**問**：消防本部防災対策課 電話：72-0131

**お知らせ** 町内の中学生が書いた  
防災小説を紹介します

平成28年11月に高知県土佐清水市の清水中学校で始まった「防災小説」は、巨大な津波から逃れる物語や、過酷な寒さの中を避難する物語など、中学生が大切な家族や友人そして地域を想いながら綴ります。今年の11月に『2021年度 第1回 全国「防災小説」交流会 in 愛南』が御荘中学校で実施されました。

今回紹介する御荘中学校2年生は、3月3日(木)にラジオの防災特番で防災小説を朗読し、アナウンサーからインタビューを受けました。放送で朗読された小説は、ホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。



愛南町  
ホームページ

**問**：学校教育課 電話：72-1113

**募集** 「第33期B&Gオタッシャ教室」の参加者を募集します

運動仲間をつくって、転びにくい体づくりをしませんか？ウォーキングやラケットテニス、水中運動などを予定しています。

興味のある方はお気軽にお問い合わせください。

- ▶ 期日 5月中旬～8月中旬(全15回)
- ▶ 申込方法 4月25日(月)までに窓口か電話でお申し込みください。
- ▶ 場所 御荘B&G海洋センター体育館・屋外・プールなど
- ▶ 対象 町内在住のおおむね55歳以上(介護認定を受けておらず、医師等から運動の制限を受けていない方)
- ▶ 定員 15人(4人に満たない場合は実施できません)
- ▶ 参加費 64歳以下：1,850円 65歳以上：1,200円

**問**：御荘B&G海洋センター 電話：72-1117



愛南町  
ホームページ

**募集** 愛南町観光振興等イベント審査  
委員会の委員を募集します

愛南町観光振興等イベント審査委員会の委員を募集します。申し込み方法等についてはお問い合わせください。

- ▶ 職務の内容  
観光振興等イベントに係る補助金の交付・申請の審査
- ▶ 報酬等の条件 日額7,000円(交通費の支給有り)
- ▶ 公募人数 2人(委員定数10人以内)
- ▶ 任期 委嘱の日から2年間
- ▶ 応募資格 町内在住で、観光業の振興に関心のある方
- ▶ 募集期間  
3月15日(火)から4月15日(金)まで

**問**：商工観光課  
電話：72-7315



愛南町  
ホームページ

**募集** 「B&G御荘海洋クラブ員」を  
募集します

B&G御荘海洋クラブは、豊かな人格形成や体力向上等を目的に、年間を通じて各種マリンスポーツなど、さまざまな活動を行っています。



クラブ員は随時募集しておりますので、興味のある方はお気軽にお問い合わせください。

- ▶ 加入資格 町内在住の小学3年生以上の方
- ▶ 年会費 1人：5,000円(研修事業等に参加する場合、随時参加費を徴収します)

**問**：御荘B&G海洋センター  
電話：72-1117



愛南町  
ホームページ

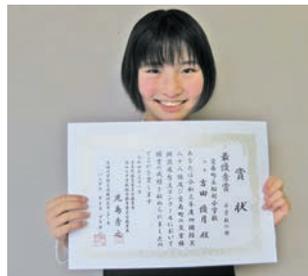
## おしらせ 防災感想文の入賞者に表彰状授与

防災意識の向上や災害時の行動に生かすことができる教訓・防災話をまとめた「四国防災八十八話」や「愛南町の災害体験談」を題材にした感想文コンクールが行われました。町内の小中学校からは28作品の応募があり、入賞者に賞状が授与されました。

※記事中の学年は取材時(令和3年度)を基準に掲載しています。



愛南町  
ホームページ



▲船越小6年生



▲内海中1年生

### ▶入賞者【小学校の部】

#### ○最優秀賞 船越小学校6年

素材:四国防災八十八話

題材:第13話 目の当たりにしたすごさ

題名:「目の当たりにしたすごさ」を読んで

#### ○優秀賞 柏小学校5年

素材:四国防災八十八話

題材:第43話 長女が津波に奪われた

題名:津波が来たら

#### ○優秀賞 久良小学校5年

素材:四国防災八十八話

題材:第40話 弟のおかげ

題名:ぼくが家族の命を守る

### ▶入賞者【中学校の部】

#### ○最優秀賞 内海中学校1年

素材:四国防災八十八話

題材:第40話 弟のおかげ

題名:私たちにできること

#### ○優秀賞 一本松中学校1年

素材:四国防災八十八話

題材:第26話 お母ちゃん行けんもん

題名:「お母ちゃん行けんもん」を読んで

#### ○優秀賞 御荘中学校3年

素材:四国防災八十八話

題材:第51話 救ったのは人のつながり

題名:自分だけではない

問: 消防本部防災対策課 電話: 72-0131



## 消費生活通信

【消費生活に関する情報をお知らせします】

### 賃貸住宅の退去トラブル ～敷金を取り戻すために～

#### 【相談事例】

賃貸住宅を退去したら、敷金を超える高額な原状回復費用を請求された。こんなに払わないといけないの？

☆敷金とは?…家賃滞納や部屋を損傷させた場合の修理費の担保として預けるお金です。退去時には滞納分や借主に責任がある損傷の修理費などを差し引いた金額が返ってきます。

引っ越しのシーズンに多く寄せられる相談です。国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、通常使用による破損や経年変化によるものは貸主の負担、通常の使用方法を超える使い方による汚れや傷は入居者の負担とされています。

例えば、台所のひどい油污、タバコによる壁紙の変色や臭い、下地の張り替えが必要なくぎ穴、落書き、ペットによる柱の傷や臭いなどは「通常の使用方法を超える」として入居者の負担になります。ただし、費用の全てを負担する必要はありません。例えば、壁紙の一部が汚れた場合は、その壁1面分の張り替え費用のみを負担するのが原則です。一方で、部屋の全面を新しく張り替えることは次の入居者を確保する目的で行うグレードアップと考えられ、貸主負担となります。経過年数も考慮され、通常の使用方法なら、壁紙は丸6年住めば、張り替え費用を負担する必要がなくなるとされています。

また、契約書に「ハウスクリーニング代は借主負担とする」などの特約の記載があると、退去時に代金を請求されますので、契約前に契約内容をよく確認しておきましょう。

退去時のトラブルを未然に防ぐためには、入居前に部屋の傷や汚れを写真などで記録しておくことが大切です。そして普段から掃除をこまめにして、きれいな状態を保つよう心掛けましょう。



愛南町では、消費生活に関する相談窓口を開設しています。

開設日時: 月曜日～金曜日の8:30～17:15

(毎週木曜日の9:00～16:00は消費生活専門相談員が対応します)



愛南町  
ホームページ

問: 消費生活相談窓口(商工観光課内)  
電話: 72-1405